

事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

(あて先) 京都府知事		187		
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市伏見区東下鳥羽芹川町54番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は 京阪タクシー株式会社 取締役社長 奥代 俊晴 電話 075 - 601		
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	旅客自動車運送業			
該当する事業者要件	京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) ☆ 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月			
基本方針	「京阪グループ環境理念」を基本方針とする			
推進体制	「環境方針」を制定、環境問題に対する意識の向上と徹底を図る。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18~19	事務所	空調・照明の適正化(温度管理・不要な照明の消灯に努める)	
	18~19	事務所	グリーン購入(環境に配慮されたエコ商品の購入に努める)	
	18~19	輸送車両	車両更新時にアイドリングストップ車導入を継続する。実施率29%	
	18~19	輸送車両	適正な車両整備を行い、排ガスの低減や燃費の向上に努める。	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	273 t	310 t	13.68 %
	B 輸送車両排出区分	3,247 t	3,301 t	1.67 %
	C その他排出区分	0 t	0 t	0.00 %
	排出合計	*1 3,520 t	*2 3,611 t	2.58 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量) t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量) t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量)	kwh	(削減量) t
		(熱供給量)	GJ	(削減量) t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量) t
	削減量等合計			*3 t
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績) *1 3,520 t	目標年度(計画) (2)-*(3) 3,611 t	削減率(計画) 2.58 %	
特記事項	・目標年度数値の根拠—平成17年に京都市に提出の平成16年度実績を基準にした削減計画に基づく数値。 平成17年度実績は営業用車両の走行距離が減少(前年比6.12%減)したものであり、今年度は目標値を変更していない。 ・来年度は17年度・18年度実績を検討し目標値を再検討の予定です			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。